

農村地域活性化事業の変遷とグリーン・ツーリズム地域における取り組み事業の特性に関する研究
A Study on Any Characteristics of Correspondences in Green Tourism Area
and Historical Change of Activating Policy in Agricultural Region

瀧川晋介*、村田忠之**、渡辺啓野***、岩崎義一****

by Shinsuke TAKIGAWA, Tadayuki MURATA, Keiya WATANABE and Yoshikazu IWASAKI

1 はじめに

「物の豊かさ」よりも「心の豊かさ」を重視する国民の価値観の変化や余暇時間の増大を反映し、農山漁村の持つ多面的な機能が注目されている。農山漁村の振興を図ると同時に、農山漁村地域を「居住空間」、「余暇空間」として位置付け、美しい農山漁村空間を形成し、地域の活性化を図ることは国土の均衡ある発展のためにも極めて重要であるとの認識にたち、数多くの事業が取り組まれてきた。このような取り組みの一つとして農山漁村地域の活性化、都市と農山漁村の共存関係の構築が必要であるとして、グリーン・ツーリズム(以下、G.T)の推進事業が行われてきた。このG.Tは、我が国が都市化の一途をたどる中で、都市と農村との共存をテーマにした制度として今後の地域活性化推進の上で重要な役割を担うものと期待される。しかし、「農山漁村滞在型余暇活動促進法」(以下、G.T法)といい、該当市町村をG.T市町村という)がスタートして5年目になるが、その成果やフォローアップに活用できる実績等の研究は少ない。

本研究は、農山村地域における地域活性化事業の時代変遷及びG.T地域の取り組みの実態を見ることにより、G.T制度の活用促進の基礎的資料を作成することを目的とする。

Key words : グリーン・ツーリズム、農村地域活性化

* 正会員 長永スポーツ工業㈱
〒514-0063 三重県津市渋見町638-1
(te 1059-224-8855 fax 03-225-4015)

** 正会員 ㈱地域都市計画センター・コア

*** 学生会員 大阪工業大学大学院土木工学科専攻

**** 正会員 大阪工業大学工学部土木工学科

2 地域活性化事業の系譜

農村地域における活性化事業は、農業基本法(S.35)に基づく「農業構造改善事業」に始まる。「第1次農業構造改善事業」(S.36～47)、「第2次農業構造改善事業」(S.44～57)はそれぞれ、農業技術の革新と農業生産の拡大、自立経営等規模が大きく生産性の高い農業経営を育成する事を目的としており、農業の基盤条件の向上を目指すねらいが強い。

都市と農村の交流という考え方が初めて表れたのは、この「第2次農業構造改善事業」の一環として実施された「自然休養村整備事業」(S.46～57)である。この事業は、農山漁村のもつ豊かな自然環境の保全・活用、観光農林漁業の推進による雇用の増大、都市に対する農山漁村の理解を深める事を目的としており、基盤整備などが進む中で農山漁村の特徴を生かそうとする方向が年を経るにしたがい醸成されてきた。

「新農業構造改善事業」(前期:S.53～62・後期:S.58～H.6)、「活性化農業構造改善事業」(H.2～9)では、農業基盤整備の更なる強化と共に、農村地域の特色や性格に適した資源、農村空間をつくることに重点を置いた。具体的には、地域資源を利用する「学童農園」や「体験農園」等の事業を中心に、都市の住民側に対し開かれた地域づくりを目指そうとするものであった。「基盤確立農業構造改善事業」(H.7～11)は、情報基盤の整備や、農村資源の流通の効率化を図り、農村地域間の連携を高めるなど、地域経営技術の強化に係る視点が強い。こうした変遷をたどりつつ平成7年に、地域全体の所得の維持・確保を図る観点から多様な就業機会を創出するための施策として都市にも開かれた美しい農村空間を形成するというG.Tの提唱が新政策の中で唱われ、農山漁村地域に滞在して余暇を楽しむための機能や基盤整備の促進と民宿登録制度により、ゆとりある生活と農山漁村の活性化を目的に「農

山漁村滞在型余暇活動促進法」(GT法)が施行された(表2-1)。

表2-1 自然休養村整備事業及び自然活用型事業の実施状況

農機対策		法律等	
昭和35年	第1次農業構造改善事業 S36~47	昭和36年	農業基本法
40年		40年	山村振興法
45年	第2次農業構造改善事業 S44~57	44年	農振法
	自然休養村整備事業 S46~57	45年	過疎法
50年		50年	農振法改正
55年	新農業構造改善事業(前期) S53~62	55年	農地法改正 農用地利用増進法 80年代の農政の 基本方向
60年	新農業構造改善事業(後期) S58~H6	60年	半島振興法
平成元年		61年	「21世紀に向けての 農政の基本方向」
5年	経営育成促進農業構造改善事業 H6~7	平成元年	「農業構造の改善・農 村地域の活性化」
	活性化農業構造改善事業 H2~9	4年	新政策:GTの提唱 地域伝達委託法 経営基盤強化促進法 特定農山村法
	基盤確立農業構造改善事業 H7~11	5年	GT法
10年		6年	UR農業合意関連対策
		7年	食料・農業・農村調査会
		8年	中間取りまとめ
		10年	農政改革大綱

こうしてみると、GTに共通する地域活性化事業(都市と農村の交流など)は既に昭和40年代後半より意識が芽生え、幾つか取り組まれてきたことが分かる。地域活性化事業の時代変遷は、昭和40年代前半までの『農業生産に係る技術強化と規模拡大』から昭和50年代前半までの『大規模営農等農業経営の強化・拡充』、平成初期頭までの『農山漁村地域の資源活用による活性化』、そして平成7年以降から今日までの『農業等の地域経営技術の強化・拡充』と受け継がれてきた。こうした中でGTは、『農山漁村地域の資源活用による活性化』から『農業等の経営技術の強化・拡充』

の移行期に登場したものであり、基幹産業である農業等の高度化推進から工業、サービス業を含めた諸産業を包摂する地域経営の高度化への移行という、まさに過渡的時代における橋渡しの役割を担おうとするものであったといえよう。

また、平成9年の「食料・農業・農村基本問題調査会」において現行の農業基本法に替わる新たな基本法が検討されており、その中で農業及び農村の持つ多面的な機能の十分な発揮のためにGTが触れた事で、よりその展開が期待されてきているといえる(1)。

3 GT市町村における取り組み事業の特質

全国の活性化事業をみるにあたり、農工センター実施の484市町村(以下、地方地域という)のデータを活用した(2)。このうち、GT市町村は61を数える。

まず、全国で取り組まれた活性化事業の推移をみると、上下水道や道路などの生活環境整備事業は年々一定して増加している。また、総合交流関係施設事業、農水産物直売保管施設事業は平成4年ごろから急激に伸びている。同じ時期から、市町村PR事業や体験学習施設事業も増加傾向にある(図3-1)。

一方、GT市町村における取り組み事業の推移をみると、GT制度の本流というべき総合交流関係施設事業は、昭和56年から61年に急激に増加し、その後増加が見られなかったが、平成4年から再び増加に転じた。農水産加工・処理施設事業、市町村PR事業も件数は少ないものの、概ね同じ推移をたどっている。また、生活環境整備事業は、昭和61年ごろまで急激に伸びており、その後も安定的増加となっている。GTを間接的に支える性格の体験学習施設事業やキャンプ場・コテージ整備事業は少ない。

これらのことから、共通点としてはGTの提唱があった平成4年を境にして総合交流関係施設事業が大きく伸びていることがあげられる。一方、相違点としては、全国の活性化事業において生活環境整備事業、農水産加工・処理施設事業は単調増加であるのに対して、GT市町村において生活環境整備事業は昭和61年までは急増し、その後増加傾向は弱まっていることがあげられる。さらに、農水産加工・処理施設事業は昭和62年までと平成4年以降は増加し、それ以外の期間に際立った増加が見られないことも相違点である。

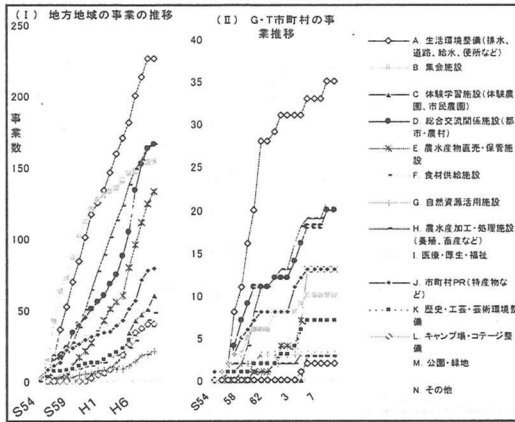


図3-1 地方地域とG T市町村の事業推移

次に、G T市町村と地方地域との取り組み事業数の構成比をみている。これによるとG T市町村では生活環境整備事業が地方地域を上回っているのに対し、集会施設事業、公園・緑地整備事業は下回っている。また、G T市町村では総合交流関係施設事業、農水産加工・処理施設事業の構成比は、地方地域よりも高い(図3-2)。

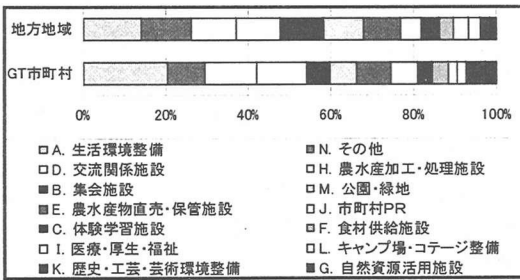


図3-2 G・T地域と地方地域との取り組み事業数のタイプ別構成比

さらに、図3-3では第一次産業就業者構成比ランク別実施事業の構成比をみた。これによると、第一次産業就業者比率が低くなるほど、公園・緑地整備事業及び集会施設整備事業が多いことや、第一次産業就業者比率が高い地域ほどシェアが大きいことが読みとれる。

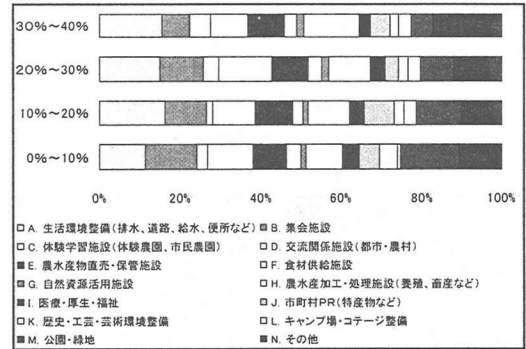


図3-3 第1次産業就業者構成比ランク別実施事業の構成比

以上のことから、G T市町村のみならず全国的に交流への取り組みが盛んになったのは、平成4年以降であり、G T提唱の影響が大きいと考えられる。また、G T市町村は生活環境整備事業を先行的に取り組み、その成果の上に交流事業の接続及び積極的な展開を指向したことが想像される。

4 活性化事業に対するG T市町村の認識

G T法で指定されている市町村のうちG Tに積極的に取り組んでいるする97市町村(財・農林漁業体験協会より)を対象としてアンケート調査を行い53件の回答を得た。

G T市町村が農村地域であることを考慮し、第一次産業就業者構成比別に自治体が重要とする地域活性化の目標についてみると、第一次産業就業者比率の大小とは無関係に「雇用の増大」を最も重要としている(図4-1)。また、ここでは「都市との交流」の重要性が最も低かった。

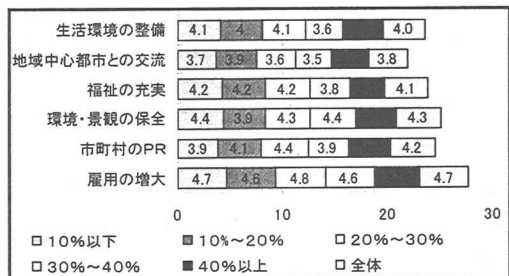


図4-1 第1次産業就業者構成比別にみる目標の重要性

次に、具体的な事業に対する重要性について聞いてみると、「祭り・イベント」や「農業体験ツアー」などが挙げられ、反対に「工芸村・芸術村の整備事業」は他の事業に比べ意識は低かった。これも、第一次産業就業者比率との関係はみられない（図4-2）。

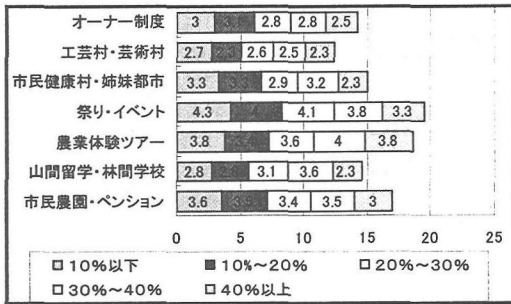


図4-2 産業別具体的な事業の重要性

さらに、地域活性化のために活用された法律についてみると、「農業経営基盤促進法」が最も活用されており、次いで「特定農山村地域促進法」、「過疎地域活性化法」であった。これらの法律の目的はいずれも農山村地域の基盤整備などを目的としており、GT制度の目指す「都市と農村の交流」というソフトな理念とは異なる制度の活用が多いことがわかる（図4-3）。

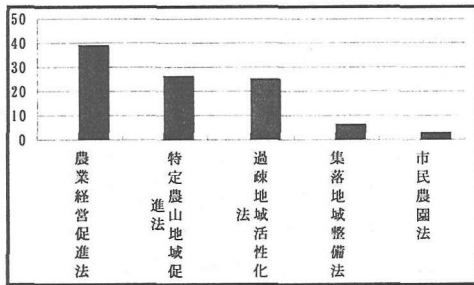


図4-3 地方活性化の上で活用された法律

以上のように、「市町村のPR」、「都市との交流」といったソフト面の要因に係る目標の重要性は低く、「雇用の増大」や「環境・景観の保全」、「生活環境の整備」といったハード面の整備かつ経済的要因に係る目標の重要性は高い。地域活性化の目標で「都市との交流」が低かったのは、GTを“地域おこし”と位置づけつつも高次元の理念にすり替わってしまい、これに必要でしかも分かり易い具体的なハード整備事業に重点が置かれることになったものと考えられる。

5 まとめ

以上の分析により以下のことを明らかにした。

- ①GTは、農村活性化事業の時代的変遷からみて『農山漁村地域の資源活用による活性化』から『農業等の経営技術の強化・拡充』の移行期に登場した。
- ②GT市町村で交流への取り組みが盛んになったのは、平成4年以降であり、GT提唱の影響が大きいと考えられる。また、GT市町村は生活環境整備事業を先行的に取り組み、その成果の上に交流事業の積極的な展開を指向した。
- ③GT市町村では、「都市との交流」等ソフト面の要因に係る目標の重要性は低く、「雇用の増大」や「環境・景観の保全」、「生活環境の整備」といったハード面の整備かつ経済的要因に係る目標の重要性が高い。

こうした結果を受け、以下の点が指摘される。

GT地域では、GTが「都市との交流」などの目標を掲げているにも関わらず意識が高まり醸成されているとは言い難く、「雇用の機会の確保、増大」や「生活環境等の整備」などの課題を抱えているのが現状である。このため、都市住民の農山村地域に対する関心の広がりや併せ、地域住民や事業所間の連携強化やGTを通して市町村間の情報交換、環境の保全や地域伝統産業・文化の継承などと結びつけていくことが必要であろう。地域全体での取り組みの充実かつ農産物の直売や加工事業などを通した個々の農家の自立を促すことが重要であるが、そのための基礎的条件となるGT推進に係る個人・事業者の協力やパートナー関係など連携（ネットワーク）の構築と強化が不可欠と考えられる。近年の情報通信の普及と活用は大きな追い風と期待される。

<謝辞>

本研究の実施にあたり、(財)全国自然休養村協議会及び(財)農村地域工業導入促進センターから貴重な資料の提供を頂きました。ここに記して謝意を表します。

<参考文献>

- (1) 全国自然休養村協議会、「全国自然休養村協議会研修会資料集」(1999)、PP104～111
- (2) (財)農村地域工業導入促進センター、全定協委託事業「定住促進対策事例集」(1997)、PP.105～143